

令和8年度診療報酬改定における 調剤行為マスターの変更点等について

【凡例】

項目…各種マスターの項目のこと

フラグ…各種マスターの設定値のこと

審査運営部 コンピュータチェック課
マスター整備係



Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

8. 新規開設する保険薬局について、既に多数の保険薬局が開局している地域（特に、病院の近隣）又は医療モール内に立地する場合は減算とする。

改 定 案	現 行
【調剤基本料】 [算定要件] 注15 <u>別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤をした場合には、門前薬局等立地依存減算として、所定点数から15点を減算する。</u> [施設基準] 五の六 <u>門前薬局等立地依存減算に規定する保険薬局</u> <u>次のいずれかに該当する保険薬局（特別調剤基本料Aを算定しているものを除く。）であること。</u> <u>(1) 次のイからハまでのいずれにも該当する保険薬局であること。</u> <u>イ 別表第三の一に掲げる地域に所在し、かつ、水平距離五百メートル以内に他の</u>	【調剤基本料】 [算定要件] (新設) [施設基準] (新設)

減算コードの追加

- 注15 別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤をした場合には、門前薬局等立地依存減算として、所定点数から15点を減算する。
- 注16 注3又は注4と、注5から注8まで又は注12から注15までに規定する点数とを合算した点数が3点を下回る場合は、3点を算定する。

	基本点数	80/100	50/100	80/100 50/100	後減	80/100 後減	50/100 後減	80/100 50/100 後減	門前	後減 門前	80/100 門前	50/100 門前	80/100 50/100 門前	80/100 後減 門前	50/100 後減 門前	80/100 50/100 後減 門前
調剤基本料 1	47	38	24	19	42	33	19	14	32	27	23	9	4	18	4	-1
調剤基本料 2	30	24	15	12	25	19	10	7	15	10	9	0	-3	4	-5	-8
調剤基本料 3 (イ)	25	20	13	10	20	15	8	5	10	5	5	-2	-5	0	-7	-10
調剤基本料 3 (ロ)	20	16	10	8	15	11	5	3	5	0	1	-5	-7	-4	-10	-12
調剤基本料 3 (ハ)	37	30	19	15	32	25	14	10	22	17	15	4	0	10	-1	-5

減算コードの追加

- 注15 別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤をした場合には、門前薬局等立地依存減算として、所定点数から15点を減算する。
- 注16 注3又は注4と、注5から注8まで又は注12から注15までに規定する点数とを合算した点数が3点を下回る場合は、3点を算定する。

No	調剤基本料	基本名称
1	調剤基本料 1	算出後3点未満（調基 1・1 0 0 分の 8 0（5 0）・後減・門前）
2	調剤基本料 2	算出後3点未満（調基 2・1 0 0 分の 5 0・門前）
3		算出後3点未満（調基 2・1 0 0 分の 8 0（5 0）・門前）
4		算出後3点未満（調基 2・1 0 0 分の 5 0・後減・門前）
5		算出後3点未満（調基 2・1 0 0 分の 8 0（5 0）・後減・門前）
6	調剤基本料 3（イ）	算出後3点未満（調基 3（イ）・1 0 0 分の 5 0・門前）
7		算出後3点未満（調基 3（イ）・1 0 0 分の 8 0（5 0）・門前）
8		算出後3点未満（調基 3（イ）・1 0 0 分の 8 0・後減・門前）
9		算出後3点未満（調基 3（イ）・1 0 0 分の 5 0・後減・門前）
10	調剤基本料 3（ロ）	算出後3点未満（調基 3（イ）・1 0 0 分の 8 0（5 0）・後減・門前）
11		算出後3点未満（調基 3（ロ）・後減・門前）
12		算出後3点未満（調基 3（ロ）・1 0 0 分の 8 0・門前）
13		算出後3点未満（調基 3（ロ）・1 0 0 分の 5 0・門前）
14		算出後3点未満（調基 3（ロ）・1 0 0 分の 8 0（5 0）・門前）
15		算出後3点未満（調基 3（ロ）・1 0 0 分の 8 0・後減・門前）
16		算出後3点未満（調基 3（ロ）・1 0 0 分の 5 0・後減・門前）
17	調剤基本料 3（ハ）	算出後3点未満（調基 3（ロ）・1 0 0 分の 8 0（5 0）・後減・門前）
18		算出後3点未満（調基 3（ハ）・1 0 0 分の 8 0（5 0）・門前）
19		算出後3点未満（調基 3（ハ）・1 0 0 分の 5 0・後減・門前）
20		算出後3点未満（調基 3（ハ）・1 0 0 分の 8 0（5 0）・後減・門前）

7. 調剤報酬において、薬局の薬剤師及び事務職員等の確実な賃上げを図る観点から、調剤ベースアップ評価料を新設する。

また、令和8年度及び令和9年度において段階的な評価とする。

(新) 調剤ベースアップ評価料（処方箋の受付1回につき） 4点

[算定要件]

- (1) 当該保険薬局において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、処方箋の受付1回につき、所定点数を算定する。
- (2) 令和9年6月以降においては、所定点数の100分の200に相当する点数により算定する。

[施設基準]

- (1) 当該保険薬局に勤務する職員（以下この号において「対象職員」という。）がいること。
- (2) 対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されていること。

5. 物価対応料

令和8年度及び令和9年度の物価上昇に段階的に対応するため、基本診療料・調剤基本料等の算定に併せて算定可能な加算として、物価対応料を新設する。

(新) 調剤物価対応料 1点

[算定要件]

保険薬局において、処方箋を提出した患者に対して調剤した場合に、3月に1回に限り、所定点数を算定する。ただし、令和9年6月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定する。

ベースアップ評価料等の新設

- ベースアップ評価料並びに物価対応料の新設に伴い「診療行為識別区分」を変更する。

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
21	調剤行為識別区分	数字	2	固定	調剤点数表等に規定する調剤行為の識別区分を表す。 1 0 : 調剤基本料 1 1 : 調剤基本料加算 1 2 : 調剤基本料減算 2 0 : 薬剤調製料 2 1 : 薬剤調製料加算 2 2 : 薬剤調製料減算 3 0 : 薬学管理料 3 1 : 薬学管理料加算 3 2 : 薬学管理料減算 4 2 : 調剤基本料・薬剤調製料・薬学管理料減算 4 3 : 調剤管理料 4 4 : 調剤管理料（時間外等加算） 4 5 : 外来服薬支援料 2 5 0 : その他（仮）

ベースアップ評価料等の新設

- ベースアップ評価料並びに物価対応料の新設に伴い「調剤行為種類（１）」を変更する。

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
28	調剤行為種類（１）	数字	1	固定	調剤点数表等に規定する調剤行為の区分を表す。 1：調剤基本料 2：薬剤調製料 3：加算料 4：薬学管理料 5：調剤基本料加算 6：調剤基本料減算 7：その他（仮）

ベースアップ評価料等の新設

- ベースアップ評価料並びに物価対応料等の新設に伴い「調剤行為種類（２）」を変更する。

コード	調剤行為種類(2)
68	調剤管理料 1（在宅基幹薬局～）
69	調剤管理料（１以外）（在宅基幹薬局～）
70	調剤管理料（時間外等加算）（在宅基幹薬局～）
71	外来服薬支援料 2（在宅基幹薬局～）
72	３点合成コード
73	リフィル
74	調剤管理料（時間外等加算以外）
75	調剤管理料（時間外等加算以外）（在宅基幹薬局～）
76	在宅移行初期管理料
77	服薬情報等提供料 3
78	特別調剤基本料 A
79	特別調剤基本料 B
80	施設連携加算（外来服薬支援料 2）
81	在宅薬学総合体制加算
82	調剤ベースアップ評価料（仮）
83	物価対応料（仮）
84	訪問薬剤管理医師同時指導料（仮）
85	複数名薬剤管理指導訪問料（仮）